「独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター敷地内の土地・建物を活用し看護師養成施設を設置・運営する事業者の情報提供」に関する 質疑回答

【2019年3月4日更新】

整理No.	掲載日	質疑	回答
1	2019/3/4	2021年に運営を開始しますと貴センター附属看護学校の学生が就学中となりますが、行政手続き的には問題ないのでしょうか。(開設認可)	大阪府が認可を所管する看護師等養成所の場合は、新事業者側の専任教員確保と実習施設の確保の確実性を担保し、かつ、2020年1月までに仮申請が受理されれば、開設可能であると聞いています。(大阪府健康医療部保健医療室との面談による)
2	2019/3/4	学生宿舎の借上げは必須条件でしょうか。また、契約期間中であっても利用状況等を鑑み学生宿舎のみ賃貸借契約を解除することは可能でしょうか。	学生宿舎の借上げは必須条件ではありません。ただし、借上げされた場合、契約期間中での賃貸借契約の解除については、原則認められません。
3	2019/3/4	予定賃借料の積算のため、2021年以降20年間の建物等の減価償却費と土地、建物の租税公課の額を開示して下さい。	まずは秘密保持誓約書の提出をお願いします。誓約書を確認した後、資料をお送りします。
4	2019/3/4	収支計画策定の参考としたいので、平成27年度から３か年分の看護学校収支状況(決算ベース)を開示して下さい。	まずは秘密保持誓約書の提出をお願いします。誓約書を確認した後、資料をお送りします。
5	2019/3/4	貸付物件の見学を希望しますので、日程調整をお願いします。	応募書類をご提出いただいた後に、ヒアリング（対話）を予定しており、その際に現地を確認していただく予定です。 応募書類ご提出前に見学を希望される場合は、ご連絡ください。